

平成30年11月6日

【司会】 それでは、お待たせをいたしました。ただいまより平成30年度第3回奈良県・市町村長サミットを開催いたします。

開会に当たりまして荒井知事よりご挨拶を申し上げます。知事、お願いいたします。

【荒井知事】 はい。30年度の第3回目になります県・市町村サミットでございますが、皆さん、お忙しいと思いますが、ようこそ来ていただきましてありがとうございます。

今日は防災対策の大綱をつくろうかという検討会でございます。防災は各地でいろいろな災害が起こっているのを学びに行っておりますが、とりわけ災害が起こった後の防災の備えも大事ですが、避難所に人が来たときに、避難所のアメニティが課題だという報告を受けております。いろいろな事例を研究しながら県の防災対応、避難というテーマでの対応を研究できたらと思っております。とりわけ避難所の誘導、アメニティは県と市町村を分けてやっておりますが、なかなか分けてやって良いものか、また一緒にやれるところは防災対策を検討したらどうかというようなことでございます。あの町の避難所に行ったからアウトになった、この町で助かったということに結果的になっても大変申し訳ないことでございますので、どこに行っても大丈夫だというようなことができないかというのが、一つの大きな目的でございます。

このような席で何ですが、平群町長さんには以前からサミットにも来ていただいておりましたが、急遽、亡くなられました。このような会でずっとお付き合い願っておりましたので、お悔やみを申し上げたいと思います。皆様もどうぞ元気で、お互いでございますが、年を越せたらと思えます。

良い会合になりますように。今日はありがとうございます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

私、本日司会を務めさせていただきます、奈良県市町村振興課長の堀辺でございます。よろしく願い申し上げます。

最初に、配付資料等の確認をお願いいたします。お手元には、第3回奈良県・市町村長サミット次第と出席者名簿、会場レイアウト、それと配付資料一覧表というものがございます。資料といたしまして、その資料一覧表に記載のものを配付しております。配付漏れ等ございましたら、随時お知らせいただければ、係の者がお届けに参りますので、よろしく願いをいたし

ます。

本日は35市町村から市町村長様、副市町村長様にご出席をいただいております。どうもありがとうございます。

今、知事からございましたが、本日のメインテーマは水害・土砂災害に備えた緊急防災対策案の検討ということございまして、まず資料1に基づきまして県から説明をいたします。その後、皆様には平成30年7月豪雨のような豪雨が奈良県で発生いたしましても、犠牲者ができるだけ出ないように命を守る取組、備え等について、ご議論をかわしていただきたいと思っております。

その後、各テーブルで出ました意見につきまして、どなたか代表して発表していただくという流れでお願いいたします。

後半は次第に記載しております事項につきまして、県から情報提供を行いますので共有方、よろしくお願いたします。

本日のサミットの終了は16時15分を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進行してまいります。まず、水害・土砂災害に備えた緊急防災対策案の検討につきまして、危機管理監の上田からご説明を申し上げます。

【上田危機管理監】 失礼いたします。危機管理監の上田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

前半では資料1-2を、後半では資料1-1を用いまして説明をさせていただきますので、よろしくお願申し上げます。

平成30年7月豪雨では、広域的な浸水被害や土砂災害の発生により、全国1府13県で200名を超える死傷者・行方不明者が発生、本県でもお一人の方がお亡くなりになりました。改めまして、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われました全ての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

地球温暖化による長期的な気温上昇によりまして、今後も大規模な水害、土砂災害の発生が懸念されますことから、県では、奈良県で同じような豪雨が発生しましても、犠牲者が出ないよう、命を守るための取組、備えを県と市町村が一体となって着実に実施する必要があると考えております。

そこで、なぜこのような甚大な被害が発生したのか、どのように対処すべきだったのかという観点を中心に据えまして、国の発表資料、新聞報道などから被害や犠牲者の状況などの情報収集を行いますとともに、県と市町村の防災体制等を緊急点検し、現時点での課題を洗い出し

まして、その結果を着実に実施するための緊急防災対策案の検討を行いました。今後は市町村との連携を強化いたしまして、緊急防災体制等の議論を深めるなど、県民の大切な命を守るための取組を着実に推進いたしますため、（仮称）緊急防災大綱として取りまとめ、奈良県地域防災計画への反映を行ってまいりたいと考えております。

平成30年7月豪雨による被害は、近年発生の水害・土砂災害としましては死者行方不明者が極めて多いことが大きな特徴でございます。特に被害の大きかった岡山県、広島県、愛媛県における原因別死者数は、岡山県では水害による死者が約9割、広島県では土砂災害による死者が約7割、愛媛県では土砂災害による死者が約6割となっており、さらに3県における死者のうち、60歳以上の割合が約7割となっております。

静岡大学防災総合センター・牛山教授の調査によりますと、水害による死者の約6割、土砂災害による死者の約9割が災害危険箇所の範囲内か、近傍で犠牲となっており、また今回の災害は過去にも繰り返し浸水害や、土砂災害が発生している地域で発生しているとのことでございます。

政府の中央防災会議は平成30年7月豪雨を教訓とし、激甚化、頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化を検討するため、防災対策実行会議にワーキンググループを設置いたしました。11月16日に開催されました水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ第1回の資料を本日は抜粋してご紹介いたします。

今回の豪雨は台風7号から変わった温帯低気圧が、7月5日には本州付近に停滞していた梅雨前線と一体化いたしました。梅雨前線は、暖かく湿った空気が継続して流れ込みました影響で、活動が非常に活発になり、この状態が、7月5日頃から8日頃まで続きましたため、西日本から東海地方を中心に記録的な大雨となりました。

続いて雨量の状況でございます。西日本から東海地方を中心として、全国的に降水量が多くなっていることがお分かりいただけるものと思います。冒頭でも紹介いたしましたが、全国と岡山県、広島県及び愛媛県における死者・行方不明者数の状況でございます。数値は10月12日現在のもとなっております。

原因別の死者数では、岡山県では水害による死者数、広島県及び愛媛県では土砂災害による死者数の占める割合が多く、3県の死者数のうち、60歳以上の割合は約7割となっております。

では、災害リスクに対する理解はできていたのでしょうか。ハザードマップと災害発生位置の関係について、静岡大学牛山教授の調査によりますと、多くの被災事例では事前に災害リス

クが高いことが公表されておりました。岡山県倉敷市真備地区における浸水範囲は、ハザードマップで示されている洪水浸水想定区域と概ね一致しておりまして、犠牲者のほとんどが非流出家屋の屋内で遭難した可能性がございます。

また、土砂災害の被災の約9割が土砂災害警戒区域などの範囲内で発生しているとのことがございます。

ハザードマップ等は認知されていたのでしょうか。平成30年7月豪雨による浸水害、土砂災害等により、死者、行方不明者が発生しました14府県44市町の全てで、洪水、土砂災害のハザードマップが公表され、各戸配布等の周知も行われておりました。

兵庫県立大学・阪本准教授の調査によりますと、倉敷市真備地区では75%の人がハザードマップの存在を認識しておりましたが、その内容を理解していた人は24%とのことございました。

また、静岡大学・牛山教授による岡山県、広島県、福岡県の住民を対象とした調査では、洪水の可能性のある低地居住者の7割が居住地の洪水危険性を楽観視しており、洪水の危険性を認知していなかったことが分かっております。

では、なぜ避難しなかったのでしょうか。同じく牛山教授の調査における洪水の可能性のある低地居住で自宅以外に避難しなかった人に対するアンケート結果をご紹介します。

「自宅は洪水や土砂災害の危険性は低いと思っていたから」「自宅や周辺が浸水したり、土砂が来たりしなかったから」「自宅では家屋の損壊、停電、断水などの被害・影響を受けなかったから」などを避難しなかった理由として挙げておられます。

自宅以外の場所への避難をしなかった決め手につきましては、全体の4割の人が「自宅は洪水や土砂災害の危険性が低いと思っていたから」と回答しており、地形的には洪水の可能性があるにもかかわらず、楽観視されていて災害リスクを理解していないことから、避難行動を起こさなかった可能性がございます。

NHKが広島県、岡山県、愛媛県の被災者310人を対象に実施したアンケート調査では、「最初に避難するきっかけとなったことは何か」という質問に対しまして、周囲で浸水や川の氾濫、土砂災害が発生するなど「周辺環境の悪化」と回答した人が33.5%と最も多い結果となっております。

一方で、消防や警察、近所の人、家族や親戚の呼びかけをきっかけに避難したと回答した人が約3割おられました。

また、「避難する際に参考した情報は何か」という質問に対しましては、約半数の人が「特

になし」と回答をされています。

ワーキンググループの委員、関係省庁職員による被災3県6市町の現地調査、ヒアリング結果のうち、岡山県倉敷市真備地区と広島県熊野町川角の大原ハイツの概要を紹介いたします。

まず、岡山県倉敷市真備地区では多くの方が亡くなられた一方で、住民が察知した情報をもとに、避難行動を開始し、各戸への呼びかけを行ったことにより全員が無事であった地区もございました。

また、ハザードマップは全戸に配布して周知を行っていましたが、河川改修がなされたこともあって、超えないだろうと油断していたという回答もございます。

防災行政無線も広報車の声も聞こえなかったという回答がございます一方で、自治会長とその家族が地区の住民に避難を呼びかけたことにより、住民の避難が行われたという地区もございます。

真備地区の浸水被害の状況でございます。

次に、広島県熊野町川角の大原ハイツでは、土石流の発生により12名が亡くなりました一方で、平成26年広島豪雨の災害を受けまして、夜間避難訓練等の取組を実施していたことにより、避難の呼びかけに応じて避難した人もおられます。

土砂災害警戒情報や避難勧告の発令前に避難した人もおられましたが、避難の説得に30分程度要したという人もおられたという状況でございます。

住宅購入時の重要事項説明におきまして、土砂災害警戒区域指定の説明はあったものの、まさか被災するとは考えていなかった人もおられます。

また、ヒアリングに対して土砂災害警戒の危険性を認識し、災害に備えて日頃からの心がけが必要と答えた人もおられます。

熊野町川角の大原ハイツの被災の状況でございます。

それでは資料1-1、水害・土砂災害に備えた緊急防災対策の検討でございます。

県では、国の発表資料、新聞報道などから被害や犠牲者の状況につきまして情報収集を行いますとともに、県と市町村の防災体制等を緊急点検し、現時点での課題を洗い出して、その結果を着実に実施するための緊急防災対策案を三つの論点に分けて検討をいたしました。

「1. 減災」として、発災時の被害を軽減するための方策の検討、「2. 災害発生抑制」として災害発生予防の方策の検討、そして「3. さらに心得るべき事項」の検討でございます。

「1. 減災」につきましては、さらに「1-1 命を守る行動」と「1-2 命を守る備え」に分けて対策案を検討いたしましたので、それぞれの論点につきまして順次説明をいたします。

「1-1 命を守る行動」でございます。自分だけは大丈夫という思い込みはなかったでしょうか。今まで被災した経験がないため、今回も自分は大丈夫だという思い込み、正常性のバイアスによって避難が遅れたのではないのでしょうか。行政からさまざまな防災情報が提供される中で、特に重要な避難を呼びかける避難勧告等や特別警報等が十分に理解されず、避難行動に直結しなかったのではないのでしょうか。

行政は各種の避難情報や防災気象情報等を提供いたしますが、危険が差し迫った状況下では単に情報を伝えるだけではなく、危険の逼迫感を伝え、自分だけは大丈夫という思い込みを払拭して、直ちに避難行動を起こすきっかけとなるような伝わる情報発信を行う必要がございます。

避難行動への負担感や自分だけは大丈夫という思い込みにより、避難行動を躊躇している人に対して、過去の被災経験等に基づき、お互いに避難の声かけを行うなど、周辺環境が悪化する前に、避難行動を起こすことで命が助かり、被害を軽減できるのではないのでしょうか。

住民を逃がす情報発信はできていたのでしょうか。多くの被災事例では、事前にハザードマップが公表されていましたが、ハザードマップの内容を理解し、自分の住む土地にどのような災害リスクがあるのか、具体的な理解まではできていなかったのではないのでしょうか。

また、多くの市町村では、複数の伝達手段を用いて避難情報を伝達しておりましたが、豪雨などにより屋外スピーカーからの防災行政無線の放送が聞き取りづらく、情報がうまく伝わらなかったのではないのでしょうか。事前にハザードマップが公表されていたにもかかわらず、自宅は洪水や土砂災害の危険性は低いと考え、周辺環境が悪化するまで避難行動を起こすことができず被害を拡大させる一因となった事例もあり、平時から災害発生の危険性を認識しておく必要がございます。

激しい雨や地形によっては、防災行政無線の屋外スピーカーからの放送が聞き取りづらい場合にも、住民の皆様には確実に迅速に防災情報を伝達するためには、防災行政無線の屋外スピーカーに加え、緊急速報メール、FM放送、ケーブルテレビ、登録制メール等の多様な情報伝達手段を適切に組み合わせて活用することが有効であると考えられます。

特に、住戸内に設置されます防災行政無線の個別受信機や、FM放送の自動起動ラジオなどの屋内受信機は豪雨時など、屋外スピーカーからの音声聞き取りづらい場合に有効な情報伝達手段でございます。

続きまして、「1-2 命を守る備え」でございます。

一つ目の論点は、地域防災の向上でございます。平成30年7月豪雨により死者、行方不明

者が発生した全44市町におきまして、洪水・土砂災害のハザードマップを公表しておりましたが、ハザードマップの内容までを理解していた人は少数であることを考えますと、ハザードマップ等を作成した後、住民への情報の周知を十分に行っていたと言えるのでしょうか。

河川氾濫による被災の多くは、洪水浸水想定区域内、土砂災害の被災の約9割が土砂災害警戒区域内等で発生しておりますが、自分の住む土地にどのような災害リスクがあるか知らなかったため、周囲で浸水や河川の氾濫、土砂災害が発生するなど周辺環境が悪化するまで、避難行動を起こせなかったのではないのでしょうか。ハザードマップの存在を知らなかったという声があることや、事前に災害リスクが公表されていた場所で死者が発生していることなどから、住民の皆様に対して土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等の情報を改めて周知徹底する必要がございます。

過去の被災経験をもとに、早期に避難行動を起こした事例や、周辺に避難を呼びかけた事例では、周辺環境が悪化する前に避難を完了し、被害を軽減できましたことから、地域の災害リスクを理解し、避難行動につなげるために、対策として過去の災害、災害石碑や地域の危険性などをテーマに、住民向けの講習会を実施してまいりたいと考えております。

二つ目の論点、避難体制の強化でございます。ハザードマップなどをもとに、周囲で浸水や河川の氾濫、土砂災害の発生など、周辺環境が悪化する前にどう避難するのか。避難所や避難経路の具体的な確認を事前に行い、地域の災害リスクを理解するなど、防災意識を高めるための取組を行っていたでしょうか。地域住民同士で声を掛け合い、確実な避難行動を起こすことにより、被害を軽減できた事例がありますことから、地域において洪水や土砂災害等の具体的な災害を想定し、住民の皆様に参加を得て避難訓練を実施いたします。今年度は桜井市さんの協力を得まして、住民参加による避難訓練の実施を計画しており、避難訓練のアンケート結果を分析して、その結果も参考として市町村等と避難について協議を進めてまいります。

続いて「2. 災害発生抑制」でございます。河川、砂防、ため池の対策をソフト面とハード面に分けて検討をいたしました。

まず、「2-1 河川」のソフト面では、近年多発する甚大な浸水被害への対応を図りますため、現在想定しております降雨を前提とした洪水浸水想定区域を、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に見直しいたします。あわせまして、タイムライン等の策定に必要な避難勧告等発令基準の設定を促進いたします。

平成30年度は16河川におきまして洪水浸水想定区域の見直し指定を行い、全市町村で避難勧告等、発令基準も設定いたします。平成31年度に7河川で洪水浸水想定区域の見直し指

定を行うことにより見直しが完了いたします。

ハード面では、河道改修を着実に進めますとともに、大和川流域で内水被害が頻発しておりますことを踏まえ、奈良県平成緊急内水対策事業として、県と市町村が連携しながら適地に貯留施設などの整備を進め、内水被害に伴う床上・床下浸水の解消に積極的に取り組んでまいります。

平成30年度は河道改修の実施と貯水施設等の適地の抽出・選定、現地測量を行い、現地測量、設計完了箇所より工事に着手をいたします。

次に、「2-2 砂防」のソフト対策でございます。土砂災害による死者の9割が土砂災害警戒区域等の区域内か近傍であったことを踏まえまして、早急に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、ハザードマップ等の策定を促進いたします。また、平成30年7月豪雨では、砂防堰堤が決壊した事例が見られますため、砂防堰堤の構造等基準を見直し、土砂災害への対応を強化いたします。

平成30年度は土砂災害特別警戒区域等の7割を指定いたしますとともに、砂防堰堤の構造等基準の見直しを行います。

平成31年度には、全ての土砂災害特別警戒区域等の指定を完了いたします。

ハード面につきましては、土砂災害特別警戒区域におきまして、避難所や24時間利用の要配慮者利用施設等を保全いたしますため、奈良県土砂災害対策基本指針に基づく施設整備計画案を策定しました上で、選択と集中による計画的、重点的なハード施策を推進いたします。

平成30年度は整備箇所の抽出・選定を行い、平成31年度は現地測量、設計を実施いたしまして、設計が完了したところから用地買収に着手をいたします。

最後、「2-3 ため池」につきましては、平成30年7月豪雨をきっかけに実施いたしました全国緊急ため池点検の結果を踏まえまして、下流に影響を及ぼすおそれのある防災重点ため池を見直し、ハザードマップ作成、水位低下管理等のソフト対策と必要に応じた改修整備のハード対策を市町村、ため池管理者とともに進めてまいります。

また、大和川流域につきましては、ため池の利水容量の一部治水利用への転換につきましては、市町村とともに推進をいたします。平成30年度は防災重点ため池の見直しと水位低下管理協力ため池の抽出を行ってまいります。

平成31年度は防災重点ため池でのソフト、ハード対策を行い、大和川流城市町村におきまして、ため池改修とあわせた治水利用化を進めますとともに、水位低下管理等減災対策ため池の普及啓発を行ってまいります。

さらに今回、緊急防災対策を検討する上で、「3. さらに心得るべき点」としまして、「3-1 報道」、「3-2 避難所運営」、「3-3 防災体制」の3点を検討いたしました。

まず「3-1 報道」でございます。住民の皆様には不安を与えないため、そして二次被害の防止のため、必要な情報等を発信いたします。具体的には、発災から72時間以内は二次災害の防止のため、現況、応急対策、原因究明、二次災害防止に関する実施方針などの必要な情報を発信いたします。

また、発災から1週間以内は専門家による原因究明調査を実施いたします。死者、行方不明者の氏名公表につきましては、広島県、岡山県及び愛媛県では死者の氏名につきまして、遺族の了解を得ることができたものに限り公表をいたしました。

行方不明者につきましては、岡山県が氏名を公表いたしました。広島県、愛媛県は非公表としております。

奈良県では、死者、行方不明者、安否不明者の氏名公表は個人情報保護の重要性に鑑み、ご家族の意向によることを原則いたしまして、個別災害ごとに公表の適否を具体的に検討・比較して対応することといたします。

次に、「3-2 避難所運営」でございます。住民の皆様の生命、健康を守る避難所運営のため、大規模災害発生時におきまして、住民の生命、健康を守る避難所の安定的な運営が維持できるでしょうか。

また、災害時、要援護者の支援を行う体制は確保されているでしょうか。地域防災計画に位置づけられております関係諸計画に基づきまして見直しを図り、実践的な対応策を具体化いたします。平成30年7月豪雨災害などで明らかとなりました課題をもとに、避難所におけるマネジメント体制、物資の調達、保健衛生の確保などにつきましては検証をいたします。

災害時要援護者名簿は全市町村で作成済みでございますが、個別支援計画は26市町村で未作成となっておりますことから、作成を早急に進めてまいります。

受援調整を含む保健福祉の専門人材の確保、衛生物資の調達などの人的、物的支援体制の確保につきましても平常時から備えてまいります。

最後、「3-3 防災体制」でございます。近年の災害の状況に鑑みまして、紀伊半島で南海トラフ等大規模災害発生の際は陸上交通ネットワークが寸断されますことから、比較的災害に強い空路による人員・物資輸送が有効であると考えられます。

また、消防・防災ヘリ等に加えまして、他県から緊急消防援助隊、自衛隊機等の広域航空応援部隊の受入体制、例えば活動拠点、給油、夜間駐機スペースなどの整備が必要との指摘もご

ざいます。

奈良県では、最新の航空機の機動力を活用した消火、救急・救助活動や人員・物資輸送等の機能を有する大規模広域防災拠点の整備を行ってまいります。

また、陸上自衛隊駐屯地の誘致活動を継続して行ってまいります。

水害・土砂災害に備えた緊急防災対策の検討につきましては、私からの説明は以上でございます。この後の意見交換で防災対策に関する議論を深めていただきまして、県と市町村が一体となった防災対策を着実に実施していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】 はい、ありがとうございます。

それでは、意見交換に移らせていただきます。ただいまの説明を踏まえまして、これから各テーブルで水害・土砂災害に備えた緊急防災対策に関しまして、約30分意見交換をお願いいたします。3時5分までを目途をお願いいたします。

後ほど話し合われた内容につきまして、各テーブルから代表して発表していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(意見交換)

【司会】 恐れ入ります。意見は尽きぬとは思いますが、お時間でございますので、そろそろ意見発表に移らせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、各テーブルの意見交換を踏まえまして、ご発言をお願いしたいと思います。1番のテーブルからお願いいたします。

ご発言はマイクをお使いいただきますようお願いいたします。それと、申し訳ございませんが、時間の都合で5分以内で発言いただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【東川御所市長】 失礼します。1番テーブルの御所市の東川でございます。

このテーブルは、知事と五條市さん、葛城市さん、そして野迫川村さん、十津川村さん、そして危機管理監とお話をさせていただきました。

まとまっていないのですけれども、最初に、大綱をつくる上で、大綱の位置づけというのをどうするかということが知事からご発言がございました。市町村へのメッセージなのか、住民へのメッセージなのか、誰へのメッセージかをやっぱり明確にする必要があるというような、これは大綱をつくる上でのお話でございました。

いろいろ話が出たのですけれども、一つキーワードになったのが土砂災害警戒区域における

レッドゾーンですね。これ、我々市町村にとっては、このレッドゾーンを住民に説明するのは非常に神経を使うところがあるのですけれども、レッドゾーンというのは何を示すのかという捉え方をどうしようかというような話をしました。避難をまず先にやるのだと。御所市もそうですが、対策本部にレッドゾーンの場所を書いておいて、来たときにまず優先的に避難指示、避難勧告を出すところはここだというふうな形で使うと。

例えば、レッドゾーンのところには、呼びかけ人のリーダーを特別につくるとか、そういうようなことも考えるべきかなと。

どちらにしても、この説明をするときには、県と市町村が一緒になって住民に対する説明をする必要があるという意見が出ました。

ただ、レッドゾーンの中でも一概に全てが危ないというわけでもなくて、例えば野迫川村さんでしたら、ほとんどがレッドゾーンだけれども、例えば、神社、お寺、学校、そういったところは安全なんだと。そういう情報は市町村でしか分からないので、レッドゾーンの中でもこういうところがあるよというような認識を、しっかり持っていくべきだというような話がございました。

ただ、これは場合によっては法的な問題にもなり得るので、しっかり慎重にやるべきだという意見が出ました。

それと、レッドゾーンのときに、避難する避難経路なんかについても、これは市町村でしっかり考えるべきだという意見が出ております。

あと電気ですね。北海道でああいう形になりましたけれども、電源の大切さというのを改めて認識したという中で、これは本市ですけれども、私、関西電力に要望書を出させていただきまして、情報をちゃんと市町村と関電で共有しようよという話をしたところ、関電でもそういう動きが出てきております。市町村に対しての自治体に対する対応というのが出ております。対策本部にいつ電気がつくのかというような市民からの問い合わせが殺到する中で、情報がないうちで実際に困ったという経験をもとに、そういう形になっております。やっぱり電気の大切さというのが、このテーブルでも話題に上っております。

避難所のアメニティはあるのですけれども、避難所に電源をマニュアルとして1台ずつ置くというような、いわゆる避難所のマニュアルを県でつくってはどうかという話が出ました。もちろん、それは一定の基準であって、それぞれの市町村によってその辺をまた付け加えをしていくというような話が出ています。

それと、先日市長会で相馬市長の立谷さんのお話を聞いたのですけれども、そのときに非常

に印象に残ったのは消防団ですね。消防団のお力というのを非常に強調されていました。我々も市町村としては経験していると思うのですけれども、非常にきめ細やかな動きをしてくれる、あるいは我々が知らない情報を持っているのが消防団だということで、消防団の活用についても今後考えていきたいと思いますというような話をしております。

全然まとまっていませんけれども、そういったような話が出たというのが、このテーブルの内容でございました。以上でございます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

続いて2番のテーブル、お願いできますでしょうか。

【山室上北山村長】 こんにちは。第2番テーブルは吉野町、川上村、下北山村、東吉野村、私、上北山村の4村と村井副知事と地域振興部長の7名でいろいろとお話をいたしました。

まず、防災につきましては、その分野においては多岐にわたるといえるか、防災大綱一つ見てもかなりの量でございますので、今回、我々は住民の避難に絞って、話をいたしました。

まず、東吉野村、下北山村、川上村、上北山村、吉野町は奈良県南部であり、北和、中和と条件が違い、地勢的に見てもレッドゾーン、イエローゾーンがかなりあり、奈良県全体の中では、一括りでは語れないということをお話しいたしました。そして、我々は住民にどのような話をしているかということではありますが、まず住民に対してはとにかく自分の身は自分で守っていただきたいということ、少し無責任のように聞こえますが、それがやっぱり基本であろうということで合致いたしました。

そのように言いましても行政はそれで済むわけもなく、それに対してどのような応援というか、行政の施策ができるかということで、まずは避難所へいかにスムーズに退避してもらうかを検討いたしました。いろいろと話があったわけですが、とにかくにも集まりやすいようなこと、それで日の明るいうち、日中とにかく進めていかなければならないよねということでありました。住民の命を守るのは我々行政の当然の責務でございますから、今後も細やかな住民とのコミュニケーションをとりながら、災害に対処していかなければならないということで一致いたしました。

ありがとうございます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

それでは3番のテーブル、よろしく願いいたします。

【平井王寺町長】 3番テーブルでございます。ほぼ王寺周辺広域圏の各町で構成されております。それと総務部長に入ってください、まちづくり推進局長にも入っていただいております。

す。

ちょっとまとまりのない話で恐縮ではあるのですが、一つは最近、特に大和川沿いの市町村でありまして、特に内水被害対策を重点的にやっていくべき地域であるということの中で、先般のいろいろな被害、全国的なことの中で、特に川の水位でもって避難準備とか、あるいは勧告とかそういった発令をするということは、大分各市町村で定着してきたのかなと、こういうふうに思っています。いろいろな情報の発信について基準を持って、できるだけ早めに発令するということが定着してきたかと。

これは個人的に思うことですが、王寺周辺で避難準備情報の発令合戦みたいなことをしていますので、できるだけ早く発令するということが結果として人命を救うことにつながるのではないかなと、こういう感触を持ちました。

それから、先ほど御所市長さんから話がありましたけれど、避難所ということで、水害と、あるいは地震と、災害によって区分する必要があるのだろうと私自身思っているわけでありまして、水の場合は大体3日ぐらい経てば一応引いていくということは想定できますが、大規模地震になるとそうはいかない。そういう前提で避難所について、やはり基準とか、どういったものを装備するかとか、そういうマニュアルがあれば良いなということも、こちらのほうでも議論をさせてもらっております。

それから、やっぱり雨が降ります。防災行政無線が聞こえない。これはどこでも共通の問題であるわけでありまして、個別の受信機をきちっとまとめて装備するのか、あるいはFM的な起動ラジオでもって対応するのか、幾つかの複数のツールでもってきめ細かくいろいろな災害情報とかいろいろなことを伝達する必要、これは共通の認識として、これが一番いいというのなかなかないのですけれども、地域が狭いものですから、やっぱり職員が車に乗ってアナウンスすることが一番効果的なのかなと、こういった意見もあったわけですが、それぞれの地域に応じて、確実な伝達というのが必要なのだろうということで一致しております。

それから、私ども、今年になってから水害対応で避難者名簿を使い出しています。

ただし、なかなか地域によってその理解の濃淡があります。自治会長の中でも一部、何で取りにいなあかんねんと、こういうふうな意見が出てくることもあるわけでありまして、避難者名簿、あるいはまたさらに進んで個人単位の避難計画で支援者の名簿をきちっとつくるとか、これをツールとしてつくって、そして避難訓練で使うことがやっぱり要支援者の救済といますか、そういった方たちの救援には必要なだろうと、これは私どもの地元の実感も含めて言わせていただきました。

それから、ちょっと時間を取って恐縮ですけれども、たまたま先ほどグループの中から意見があったのですが、先週、近畿地方治水大会に私も出席をさせていただきました。その中で意見発表をさせていただいたことを紹介させていただきます。近畿地方整備局のほうで、一応これだけは言っていていいかという了解のもとに言ったわけですけれども、一つは25年の河川整備計画の見直しにぜひ着手してほしいということをお願いしました。最近の豪雨、雨の降り方は尋常ではありません。今の河川整備計画の前提となっている降り方とは違うと思いますので、ぜひ河川整備計画の見直しをお願いしたいということを行いました。

それから、二つ目が、亀ノ瀬のことです。今まで非公式の場では、地下河川も含めて抜本的なことをぜひ検討してくれということを書いてきたのですが、最近の南海トラフあるいは活断層、こういったことからしますと、亀ノ瀬が滑らないという保証はありませんので、何とか亀ノ瀬の抜本的な対策をとということでも、その大会でお話をさせていただきました。

三つ目は、いろいろなハード整備のお願いをしますけれども、国土交通省で必ず言われるのは治水予算がない、減っている。もうそこで止まってしまうのですけれど。国土強靱化という言葉が独り歩きしていますので、特定建設国債でも何でもいいと思うのですが、東日本での要望での仕組みがあります。復興の要望は仕組みがあります。それを予防のための仕組みを建設国債なのか、特会なのか、そういった形で財源の裏づけをぜひ考えていただきたいということを思っております。それもちよっと言わせていただきました。

ぜひまた賛同いただけるなら、県全体でもそういった要望を一緒に上げさせていただいたらありがたいなということでございます。

私からは以上です。（拍手）

【司会】 はい、ありがとうございました。

それでは4番のテーブル、よろしく願いをいたします。

【森下樫原市長】 4番テーブルでございます。樫原市が発表させていただきますけれども、うちは広陵町、明日香村、大和高田市、高取町という内陸でよくあふれるところの首長が集まっておりますので、いろいろなご意見が出ました。

まずというか、ほとんどこれに終始したのですけれど、平成の内水対策ですね。これについての意見でもういっぱいになりました。内水対策を3年でやろうという知事の掛け声がございましたので、大和川の周辺のため池をしっかりとつくろうかと、そしてそれに入ってくる支流をしっかりと上流から守っていけるように、そしてため池でためられるようにということの考え方だと思うのですけれども、その中でですけれども、順番に河川改修、下流からずっといき

ます。

でも、それでは年間に何回も洪水が起こっているところがありますので、それでは到底待ちきれません。そういうときのというか、市町村でも危ないなど、ここはこれだけ雨が降るとあふれるなどというところは分かっておりますので、その合流地点等々に関しては、あるいは鉄橋等で遮られるところに関しましては、早急にその改修から始めてほしいという意見が出ました。

それと、その改修の順番を優先順位付けてやっていただくということ。

それともう一つ、ためるということを考えますと、これはもうはっきり言いますが、高田市長から出ました。松塚というところがありまして、そこは曾我川が流れてましてJRにぶつかるのですよね。JRに曾我川がぶつかるところで、手前で水があふれますと。年に二、三回必ず水があふれるそうでございますので、そこに実は今使っていませんけど、高田東高校の跡地がございます。高田東高校のところもちろん浸かるのですが、そこに大きくためるため池をつくったらどうかという要望及び意見、そして何でそこに着手してくれないのかなということも含めましてですけども、これは知事にお伺いしたいということでございます。

**【荒井知事】** 市町村からの候補地の提案を受け、その中でちゃんと優先順位を付けるように考えています。

**【森下樞原市長】** 分かりました。ためるということを我々は上流においてはいろいろな市町村でためる努力をこれからもしていきますし、高田市が言います、高田であふれる水は樞原から来ているから樞原が悪いんだと。上が悪者になるのですが、我々のところも高取などから来ているという話にまたなってしまうので、そうじゃなしに一緒になって上流からちゃんとためることを、そしてきれいに流れるように改修できるようにすることを協力してやっていかないといけないというふうにきれいにまとめておきます。

以上です。（拍手）

**【司会】** ありがとうございます。

それでは5番のテーブル、よろしく願いをいたします。

**【森田原本町長】** 5番テーブルでございますが、このテーブルは奈良市長、大和郡山市長、天理市長、川西町長、そして県土マネジメント部長と私、田原本町長が意見を出させていただきました。

このテーブルに関しましては二つの大きな柱がありました。一つは避難所の運営の仕方についてを大きいテーマとして、そして後半の部分はその避難の情報等をどのように整理して住民

に伝えていくかという大きな二つをお話し合いさせていただきました。

一つ目、避難所の運営の仕方でございますが、まず現状、各市町村がどのようにしているかということをお話させていただき、場所の確保はしていて簡単な敷物は用意しているが、アメニティ不足がある、またトイレの不足がある、使い捨ての物品は高くて賞味期限があるということで、非効率であるという話もありましたが、その後、規模による災害によってその避難所の運営の仕方が変わってくるであろうと。数十名であれば公民館、数百名となれば体育館での運営になってくる、このあたりの整理が今後必要であるというふうに話が行きました。

そして、その中で出た意見でございますが、市町村と県との役割分担をどのようにしていくか、基本、小さい災害といいます、市町村で吸収できる災害であれば市町村が判断をしますが、それをあふれるぐらいの規模の災害であれば、やはり県に依頼するしかない。そういったときに、情報の整理を市町村ですが、その窓口となるのはどこであるのかということで、県の窓口の整備といいますか、整理をお願いできればなということで一つ課題が出てきました。

次、二つ目、避難の誘導の仕方でございますが、今年の水害では、あれほどやはりNHKなりで報道がされますと、かなり住民の皆様も意識が高まり、避難をする方が増えましたが、恐らく来年は忘れられて避難はされないだろうと。そうなったときに、やはりこの避難の緊急性を伝達する方法を確立していかないといけない。そのためにもいろいろな手法があると。個別受信機もありますが、コミュニティFMの活用、またその拡充も必要であるという認識がありました。

そして最後に、できれば各市町村個別に研修をするのではなくて、災害を被災された体験を持たれている市町村、または県の研修を県全体として開いていただけないかというご意見が出ました。

以上でございます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

それでは6番のテーブル、よろしく願いをいたします。

【小林下市町副町長】 下市町の副町長の小林と申します。よろしく申し上げます。

我々6番のテーブルにつきましては、大淀町、黒滝村、天川村、そして南部東部振興監が、国道309号線沿いの地域として議論をさせていただきました。

その中でまず出てきましたのが、309号沿いで、森林が多い土地柄ですので、まず災害発生の抑制というような観点では、国土の強靱化をする必要がある。これについては国を挙げて行う必要がある。すなわち、山を強くして森林整備を行う。今は森林に人工林が多くて、それ

も整備がされていないので保水力がなくなっているという状況があるというような話がありました。

また、9月の最初に台風21号がございましたが、そのときに停電がかなり起こった地域でもございます。電気が止まりましたら水も止まってしまうので、停電の対策が必要ではないかと。電線が倒木による被害によって停電になるので、道路を整備していく必要があるのではないかという意見がございました。

続きまして、減災というところについても意見がありました。住民の方に危険をいかに浸透させることができるかと、いろいろな情報が、例えば災害が起こるときに、雨が降ったときに、県または気象庁と市町村などいろいろな情報が氾濫し過ぎているのではないかとということで簡素な、例えばレベルが1から5など一つの基準で何かできないものかというような話が出ました。

また、災害については起こったら仕方がないので、住民の命を守ることが我々の使命ですので、ハザードマップを認識していただくことに努力しないといけないという話がありました。

また、自治体ごとに避難情報、避難準備、避難勧告、避難指示とかがありますけれども、それが今、各自治体ごとに早いところもあれば、遅いところもあるので、ある程度統一化する必要があるのではないかと意見がございました。

ただ、最後に出てきたのですけれども、それぞれの住民の方、本人の意識を高めていただく必要があるのではないかと意見が出ました。

それから、最後に「さらに心得るべき点」ということで、報道に関することかと思うのですが、吉野川の警戒水位につきまして、大滝ダムが1, 200 m<sup>3</sup>/s 放流すると警戒水位を超えてしまうような状況がございまして、国と県とも連絡を密にしながら、今、実際、警戒水位を超えていても、まだまだ3メートルぐらい余裕があるので、住民に不安を与えないという意味で、今後見直していく必要があるという意見がございました。

以上でございます。（拍手）

【司会】 どうもありがとうございました。

それでは最後、7番のテーブル、お願いをいたします。

【高見宇陀市長】 宇陀市長の高見でございます。7番テーブルは桜井市長、曾爾村長、御杖村長、山添村長、そして県から観光局長、こども・女性局長がご参加いただきました。

防災の関連ということで非常に活発にそれぞれの地域での取組についてお話がございまして、

1 番の減災のところで大体終わってしまったのですが、まず命を守る行動につきましては、桜井市さんは消防団の方を中心に見守り、また避難の呼びかけなどをしっかりされているというお話でございます。曾爾村さんは自主防災組織との連携というものを非常に大切にされておりまして、全村民の防災訓練というのを進めておられる。また、防災リーダーの研修などもされているということです。

消防団員につきましては、自営業の方が中心に担ってきていただいているのですが、やはりこの山間地域、そうした方が減ってきているということで、団員集めをどうしていくかというのが課題だというご指摘がございました。

次に住民を逃がす情報発信のところでございますが、先ほど県のご説明の中で避難する際に参考にした情報として、避難勧告が9.3%、避難指示が8%ということで、それぐらいしかないということでございましたが、やはりそうしたことが反映されているのでしょうか、明るいうちにできるだけ早めの避難準備情報を発令されている。特に夜間の避難勧告は出さないようにしているというお話がございました。

先ほどもございましたが、全国的に災害が続いておりますので、避難所に避難される方は増えてきているということでございます。

そして、媒体としましては防災無線が中心でございますが、やはり聞こえにくいということもございまして、御杖村では個別受信機、これは有線の個別受信機を使っておられるということでございました。

次に「命を守る備え」につきましては、地域防災力の向上としてハザードマップ。これは各自治体、全戸配布しているところが多いようでございます。桜井市さんは、単独ではなくて、「暮らしの便利帳」という中で一緒に配布をされているということで、自治会からの要望に応じて出前の講座などもされていると。山添村では、冊子を皆さんに配布しているということでございました。

避難所につきましては、山添村では30集落あるということですが、それぞれの地域で一番安全な場所を選んで地域の方に自主的に開設していただくようにしているというお話がございました。御杖村さんは、今年全域で初めて訓練をされたということで、ただちょっとご心配なのは、村外に在住の職員さんが多いということで、大雨で河川が決壊したり、土砂崩れなどが起こった場合に、職員が本当に避難所に行けるのか心配をされているとおっしゃっておられました。桜井市さんは小学校区単位で避難所の運営を自主的にいろいろと考えていただいているということでございます。

そして、観光局長から今回、防災対策は住民を基本的に考えているわけですが、来訪者であったり外国人に対してもどうするかということも、ご担当でございます観光、インバウンド、そういう時代になってきておりますので、必要ではないかということのご指摘もございました。

最後に、先ほども御所市長からご紹介がございましたが、奈良県市長会の県外研修を先月行いまして、相馬市長、全国市長会の立谷会長から防災、そして災害対策についての研修をいただきました。その中でのお話を少しご紹介いたします。

災害発生時におきましては、やはり市町村長は全力を尽くして住民を守る存在であるということでございます。そのことを地方政府という言い方をされておりましたけれども、災害対策は首長が全ての関係の扇の要となり、自衛隊であっても首長の指揮下に置く、そのような意識が必要だということをおっしゃっておりました。

また、頼りになるのは消防団ということを力説されておりました。

また、防災訓練につきましては図上訓練、それもシナリオのない訓練用のソフトを職員さんがつくって、そうしたシナリオがない、事前に分からない訓練をやってこられてきたというお話がございましたので、ご参考にさせていただいたらと思います。以上でございます。（拍手）

【司会】 はい、どうもありがとうございました。

ここで市長会の会長でございます桜井市長から発言をしたいという申出がございますので、お願いできますでしょうか。

【松井桜井市長】 はい。貴重な時間をお借りいたしまして、一言、ご発言させていただきたいと思います。今日はたくさんの市町村長の皆様もお越しをいただいておりますので、知事に御礼とお願いをいたしたいなと思います。

それは何かと申しますと、空調設備の設置、クーラーの設置についてであります。この件に関しては市長会、そして町村会を代表して先月、文部科学省、財務省、そして国会議員の先生方に要望に寄せていただきました。その要望の内容はと申しますと、今、審議をいただいております国の補正予算での財源の確保と、それとともに補助金の交付の早期内示をお願いに寄せていただきました。そのときに全ての先生方からお話があったのは、今、県では来年夏までに普通教室で100%の設置を目指すため、取り組んでいただいているというふうなお話がありました。その期待に応えるために、国としてもしっかりと取り組んでまいりたいと、そのような答弁をいただきました。

このことに関しまして知事に御礼を申し上げるとともに、今、臨時国会が開かれております。ちょうど今、予算委員会が行われているところであると思いますので、もう大事な時期になっ

てくると思いますので、もう一つの要望を国のほうによろしくお願いいたしたいなと思いますとともに、今日は市町村長、たくさんお越しをいただいております。このような方向でこれから進んでいくと思いますので、先月も市長会、町村会を通じて大体の方向性についてお知らせをさせていただきましたが、もう一度、今日はそのことを皆さんにお知らせをさせていただいて、皆、同じところからスタートで、これからまたこなしていかなければならないというふうなこともあると思いますので、今日はそのことをお話しさせていただいてみんなで一緒にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

【司会】 それでは、先ほどの各グループからの意見発表を踏まえまして、知事から総括をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【荒井知事】 今の時点で気づきの点を申し上げます。

まずは桜井市長さんが空調についておっしゃいました。市町村長さんからの陳情もあって、39市町村全部横並びで助成させていただくこととしました。

やっているところとやっていないところとを一緒にすると、さぼったほうが結果的に得だったのかとなると、よくやってきた人は損したかというふうになるといかなので、これをどのように措置するかという話はございますが、要望をふまえ全市町村対象とさせていただきました。

内水対策は補正で予算がとれたら、補正予算債でやるととても有利だということはご認識していただいていると思いますが、内水対策に補正予算が付くかなと思ったけれど、これはどうも入っていないような感じがいたします。内水対策はまた国の予算が通ったら当初予算でやっていこうかということになろうかと思えます。

その上で本日の会議のいろいろな気づきの点でございます。ご審議、ご発言、ありがとうございました。

まず第1グループから。大綱のメッセージは誰に対して発しているのかと。今日のテーマで大きいのは避難というテーマでございますが、避難というのは従来だと市町村の仕事ですよということになって、市町村がやっていますねと言えば、それで済むのですけども、今日の県の資料1-2の11ページ、13ページですが、豪雨のワーキンググループに現地調査、県の職員に行ってくださいました。それで返ってきた中の避難行動、避難に対する意見というのが11ページ、13ページに載っていますが、これは真備町のこういうようなのが避難の際の意見だったのかと。これでは、奈良県は大丈夫なのかと思って、避難についてをテーマにして今日の会議をしたのがきっかけでございます。市町村でやはりばらつきがあるように思いますので、

市町村でうまくやって避難ができたところと避難ができていないところで差がついたときに、行政責任はどうなるのかということでございます。

自己責任と言っていれば済むのか、最近はどこか外国で捕まった人が自己責任だというのと、国家責任だという話がありましたが、大川小学校の判決が出たので、最高裁まで行っている判決なので、これをすごく深刻に受けとめております。これは学校の管理責任が法的に問われるということでございます。行政の責任が。A町とB町が隣り合わせでA町が十分避難対策をやってきてオールセーフ、B町は余りやっていないくてオールアウトといったときに、B町の行政責任が問われないかといったようなことを心配しているわけでございます。県は、そのときに涼しい顔をしていればいいのか、いや、引き続き涼しい顔をしていればいいよとおっしゃれば、そのようにしますけれども、多少勉強した結果を提示して、これからどうするかというのが気持ちでございます。

具体的なことの中でレッドゾーンの話が出ました。レッドゾーンの設置は県の責任でございますが、今、嫌がっておられることは確かです。さっき県の報告にあるように、大概被害に遭っている方はレッドゾーンの中の方でございます。そのような方はあなたのところでは被害に遭う確率が高いよということを日頃知ってもらうのと、いざというときに市町村でレッドゾーンのところは優先的に呼びかける、優先的にチェックするというようなことが行われているのかどうか、避難勧告は一律にして出しているだけなのかどうかというのが気になるわけでございます。

御所市長はレッドゾーンというのはちゃんとマークして出しておられるということでございますので、レッドゾーンの扱いは、レッドゾーンの人みんなレッドゾーンと意識すればいい、自己責任だと言っているだけで済まないようなマターじゃないかというふうに思いますので、レッドゾーンの中で二重赤で、野迫川でもそうですが、レッドゾーンの中でここは雨が降ると必ず滑るぞといったようなところと余り滑らないよと、あるいは安全だというところがあるので、レッドゾーンの中ではどこも逃げられないのかということも確認していく必要がある。レッドゾーンの中の扱いを県がゾーンを指定するだけで涼しい顔をしては駄目ではないか、レッドゾーンの中の扱いをどうするかというのは検討対象になるのではないかと、そのために県と市町村で調査に来いとおっしゃったので、それならそういう市町村から呼びかけがあったら行ったらどうかと思っております。

それから、レッドゾーンの中の避難経路をどうするかと。避難経路は県と市町村で一緒に調査に行ってもいいのですけれど、明示するという責任は県があるかと思えますけど、ここが

良いよというのは最終的には市町村が責任を持って、ここは避難すべき場所だということをしないと。大川小学校の判決では避難場所にちょっとリアリティがなかったというのが非難されているわけですので、大川小のああいいう高裁の判決の二の舞になるような避難場所の指定は大きな責任になるというように、私どもから見ると大きな意識でございます。

それから、ライフラインの電気は関電との連携というのが大きな要素でございますので、関電との連携をどうするかというマターであれば、これだけでも県が介入しているいろいろやっていますかと思えます。

それから、2番のテーブル、住民の避難ということで話が出て、自己責任と行政責任、自己責任だけでいいのかなというのが先ほど言ったテーマでございます。小学校におられたときの先生の責任ということも視野に入れなくてははいけないと。そこからほかでも出ましたが、避難の時間、明るいうちにとというのは、みんな、明るいうちにと言っているところと言っていないところがあれば、明るいうちにとすることは標準化していったほうがいいのかというふうな感じがしました。

3番目のテーブルの避難情報の発令が信用されているかどうかということでございますが、県の今日の資料の10ページ目になるのですが、「住民の避難行動 ～避難のきっかけ～」という欄がございますが、行政の避難勧告などで避難したというのはほとんどゼロでないかと。その他に入っているかもしれないけれども、表向きはないんですね。避難勧告を出したから避難してくれると思うのは間違いだということになりますので、本当に避難してもらうのはどういうきっかけかということをもう少し、避難誘導するときのノウハウというのがあるかと思えます。

この前の地震でも、避難勧告が鳴ったのですが、後で聞いたら近くの体育館の避難所に行った人は数人だとかそんな報告を受けると、ちょっと調査をしようかと。呼びかけた対象の人と実際と避難者の割合というのは0.1%以下じゃないかと思うのですが、そんなので呼びかけたというので、少ないから嘆くのか、少なくて良いとするのか、これは問題だと思うのですが、呼びかけて聞いてもらっているのかどうか。避難の納得性とか。避難してもいざというときに逃げないで、そうでないときに逃げてということは、避難所のアメニティよりも家にいたほうが楽だ、安心だという人をどうするかということになると思えます。

そこから、避難の呼びかけの責任者、レッドゾーンの呼びかけ責任者をつくれたら良いかと思えますが、呼びかけの責任者は誰になるのでしょうか。自治会長なのか。それをどこかで決めていないと、あなたが呼びかけていないから逃げ遅れた人がいるよというふうには言えるもの

か、いや、それは自己責任だと認識してもらっておけばいいのかと。それも市町村で逃げているような感じがいたしますけれども、そこら辺をどのようにするのかということでございます。

4番目の内水対策でございますけれども、内水対策は、ご案内のように、内水対策、ため池候補を出して第一次選考過程でいたしました。優先順位も付け始めております。その中で高田が出てきたのかどうか分からないのだけど。そういう仕組みでやっているのだから、100%のうち44%しか内水対策、適地候補地が出てこないのですよね。土地を出さないというようなのが奈良の欠陥です。樫原と高田が特に道路では出てこない状況で、余計なことではありますけれども。内水対策のようなものでも土地が出てこないのかというのが悩み。水がつくところは出てくるのだけど、水のつかないところが出てこないというのを、さて、どうするかというのが課題でありますけれども、優先順位をつかってやろうという仕組みはつくっております。それであれば予算も用意しておりますので、できてくるというふうに思っております。

それから、5番目の田原本町で誘導の研修をともしようということは、もしそういうことがいならば県のほうでも共同研修をしていきたいと。それと、避難誘導をどのようにすればいいかというのは、さしでがましいですけど、一緒に検討会をして標準化をしていくということをしてもいいかと思えます。

それから、意識を高めるだけの広報では駄目じゃないかなというふうに思えます。自己認識、自己認識と叫んでいけば済むというものではないんじゃないかという心配がありますので、どのように具体的に避難してもらおうか、どのように避難所に行ってもらおうかということが関心のものでございます。

その上で、この大綱を作成したいと今日申し出ましたが、どういう大綱なのかというのがまだはっきりしておりません。県の大綱でやると避難と書くのはちょっとおこがましいような気もいたしますが、メッセージを誰に対して出すのか曖昧になる。県と市町村の合同の大綱にすると、合同のメッセージになって合同の義務が発生し、役割もはっきりするといったことで、私としてはより望ましいのではないかなというふうに思っております。

これはまた検討して、その方向に従って進めたいと思えます。避難ということについて、一緒にやりましょうよということを今日呼びかけ始めたわけでございますので、まして、それは県が皆しろとおっしゃらないと思えますけれども、一緒にやりましょうよというふうに呼びかけて、僭越ではありますけれども、呼びかけた。

それと、避難なり、その防災大綱を条例化するところまで行ってもいいかなと私は思っております。条例化するとなると、そのためのいろいろな検討会を、条例で避難のことはこうすべ

きだと明確に書けるところと標準的にはこのようしたらどうかとガイドライン的に書くのと、いろいろ出てくると思いますので、それを県内の市町村のベストプラクティスを標準にするといったようなことがその過程の中で出てくる可能性がありますので、一番進んだ取組をされている市町村を標準に、全部真似しようというような大綱、あるいは条例になれば、より望ましいのではないかなと希望いたしますけれども、これはまた皆様と事務的に諮って進めたいと思います。

ご審議、ご意見ありがとうございました。（拍手）

【司会】 はい、どうもありがとうございました。

それでは、議事といたしまして、緊急防災対策案を検討についてということは、これで終わりたいと思います。

引き続きまして、次第に従いまして情報提供に移らせていただきます。まず①ジェトロ奈良貿易情報センター開設にかかるスケジュールと事業内容につきまして、独立行政法人・日本貿易振興機構（ジェトロ）奈良貿易情報センター・山本所長から説明をいただきます。お願いをいたします。

【山本 日本貿易振興機構（ジェトロ）奈良貿易情報センター所長】 皆様、こんにちは。ただいま紹介に預かりましたジェトロ奈良貿易情報センターの所長の山本でございます。

本日は、このような場に貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。また、ジェトロ奈良事務所開設にあたりまして、本日、ご参会されております自治体の皆様には、ジェトロへの活動のご支援を現在検討いただいておりますことを伺っております。改めて、この場をお借りしまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

前のスライドをごらんください。ジェトロ奈良貿易情報センターは、来週月曜日の11月12日に開所を予定しております。ただいまのところ、事務所の工事も終わり、11月1日、先週より新しいスタッフが参りまして、あと事務所に必要な資料やPCも届き、今週いっぱいをかけて来週のオープンに向けて全力で準備しているところでございます。

こちらはごらんとおり、場所は近鉄奈良駅徒歩1分の奈良県中小企業会館にございます。

人員体制は、発足当初は私と所員、貿易投資アドバイザー、コンシェルジュ、アシスタントの5名体制で始める予定でございます。

ジェトロというまず組織につきまして、簡単にご紹介させていただきますと、ジェトロは貿易と投資を促進するというところで、主に中小企業様の海外展開を支援させていただいております。

ジェトロの強みとしましては、国内で48の事務所、海外54カ国、74カ所の事務所ということで、国内国外にこれだけのネットワークを持っている日本の唯一の機関と自負しております。

海外の事務所につきましては、海外で日本語による現地のビジネス情報を提供できますので、もし皆様も海外に出張ということがございましたら、ぜひともジェトロに一言お声がけいただきまして、現地の経済事情について、また私どもからご説明させていただける機会をいただければと存じます。

ジェトロの業務内容の支援の中身としましては、具体的には、まずセミナー、勉強会の開催、貿易投資相談業務、商談会の開催、ウェブなどによる情報提供、海外展開の戦略の策定支援、あとこちらは少し視点が企業様というよりは自治体様になるかもしれませんが、外国の企業の日本への対日投資支援というのがございます。

ジェトロ奈良貿易情報センターの事業計画ということで、先月24日に事業説明会をさせていただきました。そのときに説明させていただいた資料の繰り返しにはなるのですが、まず私の考えている具体的事業の方向性は、4点でございます。

まず1点目、「過去の事業を継承し、奈良県の独自性を加え発展させる」ということで、従来、奈良県の企業は大阪本部が支援させていただいておりましたが、奈良県に独自性の強い産業における支援、もしくは私も奈良に戻りまして、一番印象深かったのが奈良市内に訪問される外国人客の多さということで、やはりこのインバウンド客に対する県内の特産品の売り込みの強化というものについて力を入れていきたいと考えております。

2番目、「歴史と伝統に裏づけられたブランド構築による他県との差別化」ということで、奈良県は非常に外国人観光客も多く知名度もありますし、そしてもちろん日本の発祥の地であり、また相撲の発祥地であり、あと清酒の発祥地でもあるということで、ほかの県では、まずアピールのできない特殊なストーリー性を持った商品のアピールができると考えております。そこにブランド構築をしていくということで、力を入れたいと考えております。

3点目、「初めて海外展開に取り組む企業の戦略策定を積極的に後押し」。今までなかなかジェトロという事務所がなかったということもあって、海外を非常に遠く感じているらっしゃる中小企業の方も多と思います。日本はどうしても海に囲まれていますため、貿易をしようと思うと、どうしても船か飛行機で運ばないといけないということがあるので、これを東南アジアに目を移してみますと、やはりベトナムであっても、ラオスであっても、カンボジアであっても、国境沿いに住んでいる町の人たちというのは、隣町にものを運んだら、それ

がもう貿易なんだと。貿易というのは非常に身近なもので、それほど難しいものでもないというところを理解していただいて、やはり今、少子化・高齢化という問題がある中、海外の成長をどんどん取り込んでいけるよう県内企業の皆様に、特にこれから海外との貿易を開始したいと思われている企業様に情報発信をしていきたいと考えております。

最後、4点目、「奈良県全域の企業に情報提供。中南和地域でセミナー開催」。こちら、セミナー開催とは書いておりますが、セミナー開催にとどまらず、出張相談会や商談会も中南和地域で積極的に行いたいと思います。先日24日の事業説明会の折にも遠くは吉野、宇陀からも説明会にご参加いただきました企業様がありまして、ぜひとも私どもの商品を見てくださいというようなお話をいただきました。そういうこともありまして、私も積極的に奈良県内の、北和地域にこだわらず、一番東から南というところに足を運んで、皆様の海外展開の支援をさせていただきたいと考えております。

あと最後になりますが、私どもジェトロ奈良貿易情報センターの開所式を12月19日に予定しております。ぜひとも本日、こちらにご参会の皆様方には参加をお願い申し上げまして、私の説明とさせていただきます。本日はご清聴いただきありがとうございます。（拍手）

本日はありがとうございます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

続きまして、②の土地の監視強化に向けた取組につきまして、技術管理課の入口課長より説明をいたします

【入口技術管理課長】 県土マネジメント部技術管理課・入口でございます。私からは土地の監視強化に向けた取組について情報提供させていただきます。

県土といいますか、土地の関心につきましては、従前より資料左下、一覧にしておりますけれども、各法律に指定されました地域の監視指導につきましては、県職員及び県が委託しました民間パトロールにより行ってきたところでございます。

また、資料右下、一覧表に記載している市町村におかれましては、土砂などの埋め立てに関する規制条例を既に制定され、監視指導を行われているところでございます。

今回、情報提供させていただきますのは、土地の監視強化についての県の新たな取組でございます。目的は、資料上段に書いておりますけれども、法令や条例の違反行為、それから無届け事案、それに加えて大雨等による斜面崩壊などの経時的な監視体制の整備、道路から目視できない箇所、県内には多数ございますけれども、そういう箇所への対応、違反行為や自然災害へのそういう土地の改変事項、それから斜面の状況の変化、こういうものに対する早期の

把握、早期対応を目指すものでございます。

具体的には3段階の対応を考えているところでございます。着色部をごらんいただきたいと思っております。

まず、Step 1、青色でございますけれども、衛星写真を用いた要調査箇所を経時的に行いたいと思っております。これによりまして要調査箇所の抽出を行います。

Step 2、黄色でございますけれども、このStep 1で抽出いたしました箇所、これについて具体的にはドローンなども活用いたしまして、斜面等の高低差の改変の規模等をさらに詳細に調査したいと考えております。

その結果、Step 3、赤色でございますけれども、是正指導や命令・告発などが必要となる案件、これにつきましては概ね1年以内で処理を目指すものでございます。

なお、本年度、平成30年度より砂防指定地におきまして先行的にこの取組を開始しているところでございます。

また、右下に示しておりますような条例を制定されている市町村様と所轄の土木事務所を窓口とした奈良モデルによる支援体制を構築し、Step 1からStep 3について県と市町村が連携した取組を行うことで監視強化を図りたいと考えているところでございます。現在、技術管理課におきまして、この奈良モデルの協定案、そして具体的な部局横断型の支援、市町村支援体制について整えているところでございます。これらが整い次第、協定の締結という段階に進みたいと考えております。

この件の詳細につきましては、技術管理課にお問い合わせいただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。

続きまして、奈良まほろば館の活用につきまして、観光プロモーション課課長補佐・松本よりご説明申し上げます。

【松本観光プロモーション課課長補佐】 皆様、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました奈良県観光局観光プロモーション課の松本でございます。

私からは資料4でございますけれども、東京日本橋にあります奈良県の情報発信拠点、奈良まほろば館の活用についてなどのご紹介をさせていただきます。

既に行かれたことある方はお分かりかと思いますが、奈良まほろば館は東京日本橋の日本橋三越デパートや数多くの老舗店舗のほか、コレド日本橋など集客力の高い商業施設が集まる場

所に位置しておりまして、東京駅からも徒歩10分程度で行くことができます。首都圏での情報発信に効果的な立地となっております上、使用料も無料ですので、ぜひ積極的にご活用いただきたいと考えております。

奈良まほろば館の1階は物販スペースと観光情報発信スペースとなっております。物販スペースでは奈良の野菜、果物、加工品などの食品や工芸品、お土産などを販売しておりますが、このスペースを活用して新商品の試食販売などを行っていただくこともできます。おかげさまで、まほろば館の物販スペースは平成29年度、年間1億1,000万円を超える売上となっておりますので、首都圏でどんなものが受けるのか、どんなものが売れるのか、マーケティングを行う場所としてもご利用いただきたいと考えております。

観光情報発信スペースは物販スペースの奥の場所でありまして、市町村で行われるイベントの告知や観光素材の展示PRなどをしていただくことができます。2階は展示・イベントスペースとなっております、講演会や特産品の展示会など多目的にご利用いただけるスペースです。

2020年のオリンピック・パラリンピックの開催に向け、今が首都圏へのプロモーションをする絶好のチャンスでございます。まほろば館には平日、休日ともにビジネスマン、OL、買い物客の方々が多数ご来店されますので、まほろば館をご活用いただくことで、各市町村様の首都圏での認知度を向上させたり、新商品や魅力ある商品の販路拡大を図ったり、地元への誘客を促進したりすることができます。ぜひとも積極的なご活用をお待ちしております。

活用の事例につきましては次のページをごらんいただき、参考にいただければと思います。

まほろば館のご利用につきましては、例年2月頃に翌年度の計画について、こちらからご照会させていただいておりますが、情報提供や利用に当たってのご相談は随時お受けしておりますので、県観光局観光プロモーション課、または東京の奈良まほろば館までお気軽にご連絡をいただきますようお願いいたします。

また、近々、各市町村様宛てに奈良まほろば館の活用につきまして、関係部署等へのご周知や情報のご提供をお願いする文書をお送りする予定もしております。そちらにつきましても、どうぞよろしくようお願いいたします。

私からの説明は以上になります。ご清聴いただきましてありがとうございました。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

それでは、最後に公立小中学校空調設備設置緊急支援補助金に関しまして、私、市町村振興

課長の堀辺からご説明を申し上げます。資料といたしましては、資料5のA4の次、2枚目、A3横置きの資料をごらんいただけますでしょうか。

県では緊急支援措置といたしまして、公立小中学校の普通教室へエアコン設置に取り組んでいただきます市町村に対しまして財政支援を行うこととしております。この緊急支援措置のスキーム等につきまして、詳細は先週10月30日に担当者の方に来ていただきまして、説明会を開催いたしまして詳細の説明をいたしましたところでございますので、本日は概略のみ説明させていただきます。

まず、その資料のA3の右上のところがございますように、この措置は現在、参議院において、先ほどもお話がございましたけれども、まさに参議院で審議されております国補正予算に基づくブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、新しい制度ですけれども、これを活用していただくことを前提としております。

そして、県では各市町村でエアコン設置事業に充てられました地方債の元利償還金に対しまして、地方交付税で措置される部分を除きました残額の4分の1に相当する額を償還が始まります年度、すなわち空調設備を設置していただきました事業の完了の翌年度に一括して交付するというスキームにしております。

今回の国の臨時特例交付金では、資料の同じページの右下のところにも書いてあるのですがけれども、エアコン関係で817億円の額が確保されております、これは全国の公立小中学校の普通教室をカバーできる額というふうに説明されております。

また、国の補正予算に基づきます事業につきましては、充当率100%の補正予算債が活用でき、その上で、その元利償還金に交付税参入はされるわけですがけれども、今回の国の臨時特例交付金を使って行う事業につきましては、交付税措置が通常50%のところ60%に嵩上げされておまして、一層有利な制度となっております。

そのほかにも事前着工を認めるなど、通常と比べまして非常に有利な制度となっておりますので、この国の臨時特例交付金と県の緊急支援補助金を使っていただきまして、小中学校のエアコン整備を行っていただきたいというふうに思っております。遅れの生じないように事務手続を進めていただきまして、早期の小中学校の環境整備、それと教育パフォーマンスの向上につなげていただきますように、よろしく申し上げます。

あと別に、その他資料として後ろのほうに、奈良県市町村実務研修員制度という資料を付けております。来年度の実務研修員の皆様方の募集につきましては、10月26日付で各市町村長宛てに送らせてもらっているところでございます。県も市町村も同じ地方公共団体同士では

あるのですけれども、県の事務内容は、例えば取扱情報内容も市町村のそれとは範囲や視点が異なりますし、ふだんから国との接触の機会も多く、派遣いただいた職員の皆様方には血となり肉となるような経験をしていただけるものというふうに思っております。将来の要となる人材の育成の場として、ぜひご活用をご検討いただきまして、応募していただくようにお待ちしております。

私からの説明は以上でございます。

ということで、説明事項は全て終わりました。あまり時間はないのですけれども、ここで質問等ございましたらお答えいたしますが、いかがでございましょうか。

大丈夫でしょうか。また、後日で結構でございますので、いろいろなご意見等ございましたら寄せていただければありがたいと思っております。

それでは、これをもちまして本日の議題は全て終了いたしました。

次回の奈良県・市町村長サミットにつきましては、来年1月15日火曜日を予定しております。詳細が決まりましたらご連絡申し上げますので、ご参加をよろしくお願い申し上げます。

これをもちまして平成30年度第3回奈良県・市町村長サミットを全て終了いたします。長時間、ありがとうございました。（拍手）

—— 了 ——